

(仮称) 逗子市自治基本条例制定の背景

1. 逗子市におけるこれまでの取り組み

(1) 逗子市都市憲章の検討

- ◆ 平成 3 年から都市憲章制定へ向けた研究事業を進め、学識者による「逗子市都市憲章調査研究会」の報告、市民も構成員とする「逗子市都市憲章市民検討協議会」の活動へと進み、条例試案(1 試案)の発表もされた。
- ◆ 1 試案は、「地球と人にやさしい市民自治都市」を形成し発展させることをめざし、市民主権の原則を定め、市民の権利に関する規定を多く設けている。

(2) 個別条例・要綱の整備

制定年	条例名	制定の目的・趣旨
平成 2 年	情報公開条例	知る権利の保障
平成 3 年	個人情報保護条例	個人情報の保護
平成 14 年	まちづくり条例	まちづくりの基本原則
平成 17 年	市民参加条例	市民参加手続き
平成 18 年	住民投票条例	市民による直接投票
平成 22 年	社会参加・市民活動ポイントシステム実施要綱	社会参加促進
平成 23 年	協働事業提案制度実施要綱	協働事業の提案
平成 26 年	地域自治システムの推進に関する要綱	地域自治システムの推進
平成 26 年	住民自治協議会等に関する要綱	地域自治システムの推進
平成 26 年	地域づくり交付金交付要綱	地域自治システムの推進
平成 26 年	市民活動支援補助金システム要綱	公益的な市民活動を行う団体の育成
平成 26 年	議会基本条例	議会制民主主義の発展
平成 26 年	総合計画策定条例	総合計画の策定

2. (仮称) 逗子市自治基本条例の位置付け

(1) 市長所信表明 (平成 27 年 1 月抜粋)

～ 略 ～

「1. 新たな市民自治システムの確立」について申し上げます。

3 期目において確立を目指す逗子の新たな市民自治システムは、大きく 3 つの要素で構成されます。1 つ目は、市民参画で検討してきた新たな総合計画・基幹計画・個別計画を一体的に進行管理する体制の構築。2 つ目は、小学校区単位で運営が始まる地域自治システムによる住民自治の発展。3 つ目は、社会参加・市民活動ポイントシステム Zen や市民活動支援補助金、協働事業提案制度などによる市民協働の仕組みの体系化です。

そして、これらを条例として制度化することによって、逗子における市民自治の仕組みを確立し、市民が主役となるまちを実現してまいります。他の自治体で制定されてきた、いわゆる自治基本条例は、理念条例の要素が強いと言えますが、逗子市が目指すのは、理念に加えて、市民が政策決定過程から実施・評価に至るプロセスに主体的に関わる仕組みを条例で担保することが重要だと考えています。

これまで 2 期 8 年間積み重ねてきた市民協働・市民自治の様々な取組を体系化し、全国のモデルとなるような、市民がまちづくりを主体的に担っていくための市民自治システムを完成させます。

～ 略 ～

(2) 逗子市総合計画（平成 27 年度～）

第5節 新しい地域の姿を示す市民主権*のまち

◆ めざすべきまちの姿

市民は、市政の主権者であり、まちづくりに参加する権利を有します。

わたしたちは、主権者である市民として、互いに尊重し合いながら、その人のもつ個性や能力を十分に発揮できる地域社会をつくっていきます。また、グローバル化した社会の中で、地域や国を越えて、世界に貢献していきます。

わたしたちは、地域社会、さらには世界の一員として主体的に行動する市民主権のまちをつくりまします。

◆ 取り組みの方向

- 1 市民自治のまち
- 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち
- 3 情報化で、よりよく暮らせるまち
- 4 世界とつながり、平和に貢献するまち

1 市民自治のまち

逗子のまちづくりを担っているのは、市民一人ひとりです。市民が、自分のことだけでなく、他人や地域、自然のことを自分のことのように考え、行動することができる市民の姿が望まれます。

また、逗子に住み、働き、学び、交わるあらゆる主体が、地域の一員として、考え、行動し、それぞれの関係の中で互いの理解を深め、担い合い支え合うことにより、心豊かな市民自治のまちを実現します。

(3) 返子市総合計画実施計画（平成27年度～）

★ リーディング事業

事業名	(仮称) 自治基本条例検討事業		所管名	企画課
事業概要	<p>目的：市民主権の考え方に基づいて自治体経営の基本理念や原則等について、市の姿勢等を明らかにする。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：先行する事例等について調査研究を行う。(仮称)自治基本条例について市民の関心等を喚起する。本市の(仮称)自治基本条例の内容等について検討し、整理統合すべき条例等の検討を行う。検討会を設置し、条例案について審議を行う。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称)自治基本条例に係る調査・研究 ・庁内検討、行政課題研修等の実施 ・市民向け講演会の実施 ・市民参加のワークショップ*の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称)自治基本条例(案)の策定、議会提案 ・(仮称)自治基本条例検討会による検討 		<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称)自治基本条例の施行、運用 		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
(仮称)自治基本条例が制定されている。			検討に着手していない。	
目標【2022(平成34)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
(仮称)自治基本条例が施行されている。			検討に着手していない。	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(平成34)年度】			会計区分	
4,657千円			一般	